

加東市新庁舎建設基本計画（素案）に係るパブリックコメントに寄せられた意見に対する市の考え方について

平成23年2月24日から平成23年3月25日までの間、市ホームページや各庁舎窓口センターなどで「加東市新庁舎建設基本計画（素案）」を公表し、意見を募集しました。貴重なご意見を数多くお寄せいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただいたご意見の概要と、これらに対する市の考え方を次のとおりお示しいたします。

また、これらのご意見を踏まえ、3月30日に確定いたしました「加東市新庁舎建設基本計画」を公表いたします。今後とも、新庁舎の建設に対し、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

【パブリックコメントの概要】

- 1 募集期間 平成23年2月24日（木）～平成23年3月25日（金）
- 2 提出件数 17件（9人）
- 3 意見の取扱い
 - A：修正（素案を加筆・修正し、素案に反映させるご意見）・・・0件
 - B：記載済（素案に趣旨や考え方が既に記載されているご意見）・・・0件
 - C：参考（今後の庁舎建設に関して、参考とさせていただくご意見）・・・0件
 - D：回答（質問に答えるもの）・・・17件

番号	項目	意見の概要	意見の取扱い	意見に対する市の考え方の要旨
1 - 1	その他	（中央体育館の解体撤去について） 利用している人及び団体について、 解体後、代替施設はあるのか。	D:回答	新庁舎建設に関し、中央体育館などの関連施設の解体は平成24年度の当初を予定しています。 代替施設については、利用団体の平成24年度の利用計画の策定と合わせ、来年度に調整してまいります。
1 - 2	その他	（中央体育館の解体撤去について） 他地域（滝野・東条）での代替施設では、移動手段に問題がある。（運転ができない人）	D:回答	上記の調整の中で、利用者の状況、利用実態を踏まえ、検討します。
1 - 3	その他	（中央体育館の解体撤去について） 現在、無料での貸し出しとなっておりますが、将来計画は。	D:回答	体育館やグラウンドの使用料については、加東市体育施設条例の規定により徴収しています。また、減免についても、同条例に規定されています。 したがって、同種の施設を使用される場合は、同様の取扱いとなります。
2 - 1	整備方針	新庁舎より、まず、市がかかえる急ぐべき問題を解決すべきでは。福祉施設や市民の足を整えてから庁舎でも。（特例債も10年以内なので） 全体としてまだ未確定要素が多いので、もっと議論し24年度建設を見送り27年度ぐらいにすべきだと思います。	D:回答	新庁舎の整備方針については、様々なご意見を参考にし、総合的に判断した結果のものです。 また、庁舎の統合は、行政機能を集約し、より質の高い市民サービスを継続的に提供していくことが第一の目的としており、庁舎機能に保健福祉機能を付加し、保健福祉サービスの充実に努めていくことも本基本計画に記載しています。 一方、公共交通に関する施策については、地域の実情に合わせ、より効率的な運用について配慮し、展開していきます。

番 号	項 目	意見の概要	意見の取扱い	意見に対する市の考え方の要旨
2 - 2	整備方針	<p>もっと庁舎の面積の根拠も整える必要があると思います。今の時代ITもあるので9,000㎡は、必要ないと思われます。市民は庁舎より体育館のほうが必要です。</p> <p>行財政改革推進委員会の提案書に庁舎の面積は4,500㎡とありますが、突如おおよそ9,000㎡と倍になるのですが、また、現状でむだなスペースが多いと書いてある今の庁舎3つたしたものに近いため、この9,000㎡の根拠がわかりません。(小野市から見ると4,500㎡はだいたい理解できます。)</p> <p>私なら10年後の加東市職員が300人で×15㎡(通常のオフィス面積、兵庫県は10㎡)で4,500㎡とします。</p> <p>2テラが1万円程度となった今はドキュシェアーを導入すれば書庫等はほとんどいりません。市民からの質問にも瞬時に対応可能です。</p> <p>現在の500人×15㎡でも7,500㎡やはり職員数からの根拠は必要不可欠だと思います。</p>	D:回答	<p>新庁舎の規模については、まず国が定める地方債の算定基準を用い、職員数を目安として算出しました。</p> <p>その結果、庁舎機能のみで約9,100㎡となりました。</p> <p>これに、保健福祉機能を新庁舎に付加するために必要な面積(約2,180㎡)を加え、約11,300㎡が新庁舎の必要面積であると試算しています。</p> <p>ただし、実使用面積から再算定したところ、この面積は約9,000㎡まで圧縮可能であると判断し、最終的な新庁舎の面積は9,000㎡程度としています。</p> <p>また、今後作成する基本設計において、さらに必要な機能(書庫等を含む。)を精査し、適正な面積を算出していきます。</p>
3	建設位置	<p>新庁舎を建てることには、統合され利便性には賛成です。</p> <p>ただ、なぜ加東市の顔である庁舎が敷地の中央に堂々と建てるのが不可能なのでしょうか。それは勿論、メモリアルガーデンがあるとと言われると思います。しかし、社庁舎として建った時点では、車も少なく敷地に余裕があったでしょうが、三つの町が合併し統合された今、車の時代です。正面に広場があり、景観より利便性を住民は選ぶと思います。万一災害があれば、広い場は絶対必要です。時代が変わったことを認識して陋習をやぶり、将来喜ばれる庁舎にぜひしてください。</p> <p>今現在体育館のまわりにある大木を切り倒さないでください。メモリアルガーデンがどうしても必要なら、この際他に思いきって造られたらどうでしょうか。平面的なものでなく、立体的に場所をとらないものにされても良いと思います。現実、いつ見ましても市民の憩いの場になっているとは考えられません。もっと住民の意見を心して吸いあげてほしいと思います。大木になるまでの命を大切にしてほしいのです。</p> <p>40年程前に、国土省から社へ講演にこられたことがありました。この土地は日本の国の真ん中に位し、北に山、そして東南になだらなか丘陵、一年を通じて平均気温が淡路島と同じ18℃、理想的な環境であり、中国縦貫道と国道175号線のインターがあり交通の要所であり素晴らしい恵まれた地です。ここに住む人は、このありがたみを認識していないと言われました。</p> <p>私は、この丘陵に将来を見つめ住民が誇れる庁舎を建設してくださることを望みます。</p>	D:回答	<p>敷地の有効利用を考えた場合、敷地の外周部に建築物を整備するのが妥当であると判断いたしました。</p> <p>一方、駐車場についても、新庁舎への動線に十分配慮した整備を行います。</p> <p>また、新庁舎に隣接して、広場があるということは、災害時には非常に有益であると考えます。</p> <p>新庁舎は、できる限り周辺環境に調和したものとして整備することとし、基本・実施設計を作成してまいります。</p> <p>また、大木は伐採せず、移設するよう検討していきます。</p>

番 号	項 目	意見の概要	意見の 取扱い	意見に対する市の考え方の要旨
4	建設位置	<p>近隣に住む住民に対する影響についての配慮が皆無である。</p> <p>建設予定地の近くでは、建設時の騒音、危険性も考えられるし、完成時には、日照、電波障害など多くのデメリットが予想される。</p> <p>建設予定地が決定してからも、市からは何の説明も受けていない。</p> <p>近隣の住宅に与える影響は未知であるのに、建設場所を決定すべきなのか。全て決定した後で、重大な影響があった場合、どのように対処するつもりなのか。</p>	D:回答	<p>新庁舎の規模、階数については、平成23年度に実施予定の「基本・実施設計」で確定していきます。</p> <p>また、それと並行して、電波障害調査、日影図の作成等を行います。</p> <p>できる限り、新庁舎の建設による影響が発生しないよう、慎重に基本・実施設計を作成していきます。</p>
5 - 1	整備方針	<p>使用頻度の高い体育館を廃止して、ほとんど使用されていないメモリアルガーデンを残すことに住民側のメリットはあるのか。</p> <p>メモリアルガーデンは、兵庫県都市景観の形成等に関する条例に基づいて整備してきたから、現状を維持することだが、ステラパークも近くにあることだし、状ヶ池公園もある。どうしても残さなければならないものか。</p> <p>また、メモリアルガーデンは使用頻度の割に維持費ばかり懸かる、市としては負の財産ではないか。</p>	D:回答	<p>敷地の中央部にスペースを作り、外周部に施設を整備するという事は、敷地の有効活用を図るうえで、有意義と考えます。</p> <p>また、新庁舎に隣接して、広場があるということは、災害時には非常に有益であると考えます。</p>
5 - 2	建設位置	<p>市の駐車場は、庁舎側に大半が設けられているのに、庁舎敷地の最北端に新庁舎を建設するという事は、訪れる住民にとっては距離があり、いくら景観が良くても不便なことだと思う。</p> <p>しかも、その前に旧庁舎があり、当面はそこも利用すると聞いている。</p> <p>庁舎南側には広いスペースがあるのだから、現在使用中の駐車場に建てるのも良いと思うのだが・・・。</p>	D:回答	<p>駐車場の整備については、来庁者用駐車場を新庁舎の周辺に集中配置し、不便の解消を図ることとしています。</p>
5 - 3	整備方針	<p>20年、30年先を見据えて新築を！というが、小野市や西脇市などと合併など、新たな事象は起こり得ないのか？巨額の資金を投じても無駄なものとなる可能性はないのか。</p>	D:回答	<p>新庁舎は、様々な状況に柔軟に対応できるフロア構成とすることとしています。</p> <p>また、構造についても、基本・実施設計において増改築に柔軟に対応できるものとします。</p>
5 - 4	その他	<p>日本全国で大震災の復興に努めているこの時期に、合併特例債を充当するとは、いかがなものか。各種手当なども見直す必要がある国家の資金をあてにできるのか。</p>	D:回答	<p>合併特例債については、法によりその借入が補償されたものであり、借入先についても、国ではなく、地方公共団体金融機構や民間の金融機関となります。</p> <p>また、償還に関する補填についても制度として保証されています。</p> <p>合併特例債は、合併後10年の間に活用できるもので、庁舎の統合整備には、この有利な制度を活用するべきであると考えます。</p>
6 - 1	その他	<p>近くの住民の方に説明されているのか。</p>	D:回答	<p>近隣の方への説明は行っていませんが、基本・実施設計と合わせて実施する各種調査の結果から判断し、状況に合わせて実施していきます。</p>

番 号	項 目	意見の概要	意見の 取扱い	意見に対する市の考え方の要旨
6 - 2	その他	合併特例債は使わない方向で検討されてはどうか。	D:回答	庁舎整備で借入を予定している合併特例債は、非常に有利な財源であり、市の将来の財政に大きな負担とならないと考えます。
6 - 3	その他	10年、20年、50年・・・先のことを考えてみたとき、合併の話もでてくるかもしれません。そういった先のこと等、十分に検討してもらって、時間をかけて取り組んでもらいたいものです。	D:回答	庁舎統合整備については、基本計画（素案）の1-4ページに示しているとおり、行財政改革推進委員会や庁舎統合整備等検討委員会により検討が重ねられ、また市政懇談会においても意見を聴取しました。更に、市議会においては、庁舎整備等検討特別委員会が設置され、鋭意審議が重ねられてきました。基本計画に記載している事項は、様々なご意見がある中、市として総合的に判断したのものです。
7	建設位置	<p>体育館を潰しても他の場所に建て替える必要があるので、更に費用が発生する。</p> <p>公園ならステラパークがあるので、メモリアルガーデンを庁舎移転先にしてはどうか。この距離なら、新庁舎が完成しても書類等の移動時間が短縮でき、体力も最小限に抑えられる。</p> <p>庁舎跡地は駐車場がいい。駐車場がだめなら、ミニガーデン。</p> <p>メモリアルガーデンは、道路から見えにくいので夜は防犯上良くない。</p>	D:回答	<p>現在のところ、新たに体育館を建設する計画はありません。</p> <p>行政機能を集約し、より質の高い市民サービスの継続的な提供と行政機能の更なる効率化を図るためには、現中央体育館の位置に庁舎を整備することが最も有効であると考えます。</p> <p>また、メモリアルガーデンの防犯上の留意点については、基本・実施設計と合わせて検討してまいります。</p>
8	基本方針	市庁舎を建てることは、借金して、きれいな庁舎は必要ない。	D:回答	<p>庁舎の統合は、行政機能を集約し、より質の高い市民サービスの継続的な提供と行政機能の更なる効率化を図るために行うものです。</p> <p>また、合併特例債については、非常に有利な財源であり、市の将来の財政に大きな負担とならないと考えます。</p> <p>なお、今後実施予定の基本・実施設計においては、機能や必要面積を精査してまいります。</p>
9	整備方針	体育館をつぶして新庁舎を建てる計画はやめなさい。	D:回答	<p>庁舎統合の目的は、行政機能を集約し、より質の高い市民サービスの継続的な提供と行政機能の更なる効率化を図るというものです。</p> <p>現中央体育館の位置に庁舎を整備することは、その目的を達成するために最も有効であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報センター(CATV)との連携 ・福祉施設との連携